**さんさん牧場　預託契約書**

預託者　　　　　　　　　　　　（以下甲という）と受託者 就労継続支援A型事業所さんさん牧場（以下乙という）とは下記表示預託馬の預託契約を締結する。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 馬　名 | 品 種 | 性 | 毛 色 | 生年月日 |
| エンパイアグレイ | 半血種（乗系） | せん馬 |  | 2000年5月10日 |

* 下記内容をご確認頂き、□にチェックをお願いします。

□　第 1 条（契約の目的）

1.　甲は本預託馬の飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

□　第 2 条（預託期間）

1.　預託期間は令和　　　年　　　月　　　日から一年間とする。

　　2.　前項の預託期間満了までに、甲または乙が更新拒絶の意思のないときは同一条件

で預託期間を更新するものとする。

□　第 3 条（預託期間内の解約）

1.　甲または乙は、やむを得ない事由がなければ預託期間内に本契約を解除できない。

　　2.　やむを得ない事由があるときは、10日間の猶予期間をもって解約の申し入れをす

ることができる。

□　第 4 条（預託料等）

1.　甲は乙に対し本預託馬の基本預託料等の費用について、当月分を当月10日までに

乙の指定口座へ支払う（年払いも可能）。

|  |  |
| --- | --- |
| 預託料金（飼育管理） | 口 × 3,000円（税込）/ 月 |

* その他経費においては別途相談する。

飼育管理等

|  |  |
| --- | --- |
| 給餌、厩舎管理、健康管理 | 毎日 |
| 放牧運動 | 週6回程度 |
| 削蹄 | 毎月1回 |

2.　乙は甲に対し、当月分預託料等を記載した請求書を当月10日までに送付する。こ

の場合1か月未満の場合は、1か月30日の日割り計算とする。また年払いの場合

は甲の指定する日で請求書を発行するものとする。

　　3.　当該馬の健康を保つための削蹄費・医療費などの必要な費用は第4条1の預託に

含むものとする。ただし、手術治療などが必要な大怪我・負傷・疾病・万一の際の

処分費が発生した場合は、甲乙協議の上で費用負担を決定する。

□　第 5 条（本預託馬の使用）

1.　牧場の経営趣旨に則り、ホースセラピーまたは観光・地域貢献事業に使用すること

とする。

□　第 6 条（乙の注意義務等）

1.　乙は、本預託馬を善良な管理者の注意義務をもって飼養管理する。

　　2.　本預託馬が、疾病、悪癖、斃死したるときは、乙は速やかに甲に報告するものとす

る。但し、乙は疾病、悪癖、事故及び斃死等による損害に対しては、その責任を負

わないものとする。

　　3.　乙は、本預託馬が死亡した場合、死亡した日をもって契約解除とする。

□　第 7 条（損害保険）

1.　甲は、本預託馬の死亡等による損害を補填するため、その選択により保険に加入す

るものとする。

□　第 8 条（契約の解除）

1.　甲、乙いずれかが本契約の条項に違背したときは、相手方は何らの催告を要せず直

ちに本契約を解除することができる。

　　2.　甲において、現在・将来にわたり、反社会的勢力・反社会的勢力と密接な関係にあ

る者と認められると判明した場合、直ちに契約解除されても一切異議申し立てで

きない。また、賠償・補償を求めることもできない。

□　第 9 条（契約条項の協議）

1.　本契約に定めない事項については、都度円満に解決するものとする。

2.　万が一、協議をもっても解決できない場合は松江家庭裁判所益田支部において問題

の解決を図ることとする。

* お支払いについて
	+ 月払　　　　□　年払い　　　　　　　　←ご希望の方法にチェック
	+ 口座振替　　□　振込　　　□　現金　　←　　　　　〃

口座振替 → 毎月１0日に指定口座より引落（引落し日が休業日の場合は翌営業日）。年払いは、契約月に年額を前払いで引落し（解約時は解約月の翌月より月割りにてご返金）。

◆　解約について

方法：所定の解約届を提出

（ホームページホーム→さんさん牧場→会員様専用ページよりダウンロード）

URL：<https://sansanfarm.jp/>

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

（甲）　住　所

連絡先

メールアドレス

氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　 　印

（乙）　住　所　　島根県益田市高津3丁目22番1号

さんさん牧場

 氏 名　 　 施設長　 大賀　満成　 　　 印